

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）議事録

■日時 令和3年4月16日（金）午前10時～午前11時48分

■場所 都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、玄委員、小堀委員、小林委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

### ■議事内容

#### 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

（2）中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第1回）

速 記 録

令和3年4月16日（金）

都庁第一本庁舎 42階北塔 特別会議室A

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 時間になりましたので、これから審議会の第一部会を始めさせていただきます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和 3 年度第 1 回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。齋藤部会長、よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 それでは審議のほうを始めさせていただきます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人及び事業者の方を入場させてください。

(傍聴人、事業者入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるためにマスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。本日の審議の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。これは資料 1 にございます。説明の後、事業者の回答の再確認を含めまして事業者との質疑を行いたいと思います。質疑が終了しましたら、事業者の退席後、次回の総括審議に向けて各委員より総括審議事項の候補たる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 席のほうに着いております。

○齋藤部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 それでまず事務局から資料1の説明をさせていただきますので、お手元の資料1を御覧ください。

前回の審議会での事業者の説明に対しての各委員の質疑事項をまとめてございます。「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案の第1回部会審議質疑応答でございます。かいつまんで説明します。

項目については、まず「騒音・振動」の1ということで、委員のほうから指摘がありました。仮線を設置するとき、例えばバラストやレールなどの仕様は現行のものと同じような仕様か、あるいは騒音・振動の発生を防ぐことのできるような特性を持った仕様とするのかということに対して、事業者からの説明については、仮線区間についてはロングレール化できる箇所についてはロングレール化とする。また、仮線のための土工工事をする場所についても路盤改良等を行い地耐力が得られるよう施工し、その上にロングレール軌道を敷設することを考えているという回答でございます。

次の「騒音・振動」の2番の項目については、法令上では地上から1.2mのところ測定するという事になっているが、高架になるということで、高さ方向、例えば2階、3階、あるいはもう少し高いところまでについての何か所かで測定予測をする予定はあるのか。これに対して、事業者の説明としては、高さ方向の予測は測定可能な1地点で、計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2m、3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行っており、資料編140ページに参考として記載していると回答しております。

さらにそこで指摘がありまして、この1地点が代表点として最適という理解でよいかということに対しての事業者の回答としては、現時点では現道上になってしまったりしており、測定が可能な場所ということで選定したということです。

これに対して委員からは、高さ方向の質問については、参考資料に誘導するような内容のことが評価書に記載されていなかった。住民には分かりやすく説明していただきたいという助言でございます。

次に、「日影」について、委員のほうから質疑がありました。低層の建物も含め、鉄道北側沿線の計画予定地内にある建物は用地買収の対象であり、日影については規制基準を上回るような影響を及ぼすような建物はなくなるという理解でよいかということで、事業者からは、そのとおりでございますという回答です。

また、「景観」の1ということで質疑がありました。住民からは鉄道南側沿線では景観を心配しているのではないかと思うが、今後南側沿線はどうなるのかという質問に対して、事業

者から、基本的に都市計画線がかかっているところは状況に変化はないということで、鉄道施設から受ける影響は小さいと予測しているという回答でございます。

さらに質疑が続きまして、194 ページのフォトモンタージュを見ると、北側、南側とも高架線路ができるということで圧迫感があると思うので、周辺との色彩の調和を考えていただければということの質疑がありまして、これに対して事業者から、194 ページの写真には白い駅舎が投影されているが、現時点ではまだ駅舎のデザイン等については行っておらず、今後詳細検討の中で、周辺環境と調和するよう外壁や駅舎の形状等に配慮するというので、影響は可能な限り回避または低減する予定という回答でございました。

「景観」の2として、142 ページの施設分布図を見ると図書館があるが眺望の調査地点として入れられないかということで、これに対しては、事業者から、図書館は今回調査対象としてエリアの中に含まれていないため調査対象としていないという回答でございます。

「景観」の3として、198 ページの地点10は南側から高架鉄道を見ている位置だが、北側の建物の屋根が見えており、本来であればなくなるのではないかという質問でした。事業者からの回答としては、指摘のとおり、一部屋根が写っているが、これは側道である箇所であり、屋根がない状態が正しいということなので、次回に向けて修正するという回答でした。

最後に、「その他」ということで、井荻から柳沢駅間までの間で医療施設が2か所しか図面上プロットされていないということだが、ほかにはないのか確認していただければということで、事業者の回答は、既存の資料調査では2か所であったということでございます。

資料1の説明については以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま説明を頂きました前回の質疑応答につきまして、御意見、修正等があれば御意見を頂きたいと思いますが、発言される際には最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する質問に関しては、この後の事業者の方との質疑応答の時にお願いします。

それでは、何か、皆様から御意見、修正点などございますか。— よろしいでしょうか。

特にないようですので、事業者の方からは、ここの回答について何か補足事項はございますか。

○下間アセスメント担当課長 事業者のほうからはないようでございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

特に御発言はないということですので、これから事業者の方との質疑応答を行うこととし

たいと思います。

まずは、御欠席されている委員の方から事務局でコメントなど預かっていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、ただいまのコメントについては特に委員からのコメントは預かっておりません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回御欠席されました平林委員、御意見、御質問等、何かありますか。

○平林委員 特に意見はございません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方々から御質問、御意見等をお願いしたいと思います。

○高橋委員 前回、高さ方向の測定についてお尋ねしたのですが、それに関連して、また 1 つお尋ねしたいと思います。

評価書案の 109 ページの一番上のほうに、予測式として  $L_{Amax}$  = 云々 という式があります。資料編の 114 ページの下にある  $L_{Amax}$  = 云々 という式と、多分同じものを示しているはずだと思うのですが、資料編のほうには、log の式の後に  $\alpha_H + \alpha_r$  という 2 つの項目が付加項目として付いていて、評価書案の本編にはそれが付いていないのですが、これは単なる書き間違いと考えるとよろしいでしょうか、お尋ねします。

○齋藤部会長 事業者の方、よろしくをお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局です。事業者の方が回答する予定ですが、今、ちょっと議論しておりますので、もうしばらくお待ちください。

○齋藤部会長 分かりました。

○事業者 事業者の東京都建設局より回答を申し上げます。ただいまお尋ねのありましたのは、評価書案の本編のほうの 109 ページの一番上に記載している方程式の記載と、それから資料編の 114 ページの下に記載している方程式の表記が違うということで、本編のほうは、= の右側に  $\alpha_H + \alpha_r$  というのがないということですね。

○高橋委員 はい、そうです。

○事業者 こちらについては、確認しまして、もしも記載に間違いがございましたら、評価書のときに修正したいと考えております。

○高橋委員 記載はもちろんそうなのですが、多分これに基づいて予測の値を出していると思うので、予測の値のほうの間違いがないかどうかをもう一度確認していただければと思います。

○事業者 はい、かしこまりました。評価書のときに方程式の内容が妥当なものになっているかどうかという点の、内容も含めまして確認の上、対応したいと考えております。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

それから、その式に関してもう1つお尋ねしたいのですが、前回、高さ方向の騒音の測定の予測を1つの地点でやっておられるということだったのですが、それに沿う予測に使っている式というのはおそらく評価書案の108ページの一番下にある $L_{A2}$ =というもの、これは構造物の式ですが、これを使っていらっしゃるのだと思うのですが、これは高さ方向にも使えるように、要するに地表面であっても、どの高さでも使えるものと考えてよろしいでしょうか。確認させてください。お願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局ですが、また今、事業者が確認しておりますので、お待ちください。

○事業者 高さ方向の鉄道騒音の予測につきましては、資料編の140ページを御覧頂ければと思うのですが、参考として「鉄道騒音の高さ方向の予測結果」を記載してございます。上から4行目のところですが、「予測手法は、2.1.2の予測(1)鉄道騒音の予測方法(イ工事の完了後)と同様とした」というふうにしておりまして、詳細については資料編の112ページを御参照頂ければと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。評価書案に出ている式と同じ式が出ているので、おそらくこの式を用いたのだと思うのですが、今ので一応、高さ1.2mの地点だけでなく、高さ5m、10mのところもこの式を使えるのかということをお尋ねしたい次第です。今すぐに分かれば、また後ほど確認していただければと思いますが。

○事業者 今よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○事業者 本編の108ページの $L_{A2}$ =の式ですが、こちらの右側のほうに $\theta$ という角度がありまして、そちらの $\theta$ で床版中央での法線に対する予測地点の方位角というところで反映することができるようになっております。この $\theta$ で高さ、角度を反映して、この式で出しているというところがございます。

○高橋委員 はい、分かりました。では、これで正しいということですね。

○事業者 はい。

○高橋委員 了解しました。

その上で、前回お尋ねしたことの回答として、高さ方向の騒音の予測は1か所で予測、測

定するという事だったので、関係する区長や都民の方からの意見の中で、高さ方向の音はどうなるのだという意見が非常に多いので、できれば、1 か所だけではなくて、少なくとも 2~3 か所ぐらいで予測と、それが正しいかどうかという実測ができるように検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 前回のお答えで、測定が可能な場所ということで1 か所選定しているところでしたが、高さ方向については参考で予測しているもので、事業者としては予測地点の追加予定は現在のところ考えておりません。

○高橋委員 分かりました。もちろん、法令上はそれで問題ないと思うので、僕も強く言うつもりはないのですが、参考程度ということで、もし可能であれば検討していただきたいということでした。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様方から御質問、御意見等はございますでしょうか。

○寺島委員 「史跡・文化財」の件でコメント程度のことなのですが、評価書案の 204 ページに史跡の地図が載っておりまして、もう既に地元の教育委員会といろいろと相談も始めておられるらしいのですが、この図で、上井草と武蔵関の間は遺跡は何もないことになっております。ただ、私、現地に行ったわけではないのですが、遺跡というのは再開発をしないと遺跡が見つからないということも多々ありますので、全然ドットされておりませんが、今後とも教育委員会と綿密に連絡をとって遺跡の存否を確認しながら工事をしていただけたらと思っております。

○事業者 埋蔵文化財の包蔵地以外でありまして、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法第 96 条等に基づき遅延なく関係者と協議し、適切な保全に努めてまいります。

○寺島委員 よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の方々から御意見、御質問等はございますか。

○玄委員 「日影」について1 点追加で確認させていただきたく質問します。今、「日影」のところを見ると、計画予定地内にある低層の建物は用地買収の対象になるということなのですが、その計画地をまたがっている建物はどうするか。そこに住宅がないか。その場合の対応等。今、評価のラインがその敷地の範囲を超える場合、それで例えば評価書案の 163 ペー



ジを御覧頂けないですか。黒い点線になっているのが計画敷地境界ですね。評価を行うラインがオレンジ色の点線ですね。この敷地の外側にあります。それで、点線が2つあって、1つは5m離れた線、2つ目が10m離れている線なのですね。今見ると、3時間とか2時間、日影がかかる時間なのですが、今、5mの線にぎりぎりになっているのですね。図が小さいのでこちらでははっきりと言えませんが、この場合だと、ぎりぎり日影の影響を受けてしまう場所も出るのではないかと考えています。こちらのほう、もっと詳細に検討頂けないでしょうか。基準を超える個所が出てくるのではないかなということが気になりました。お願いします。

○齋藤部会長 事業者の方、よろしければ回答をお願いします。

○事業者 最初の御質問で、計画敷地の境界にまたがるように家屋が建っているところはどうかということだったかと思えます。これについては、またがった場合に、私ども、残地というふうに呼んでおりますが、都市計画の線を外側のほうで再建が可能な大きさの土地になるのであれば、建物を再建される場合もございます。また、残地が小さくて再建が不可能な場合には計画地外に土地をお求めになって移転されるような場合もございます。

○玄委員 分かりました。それで検討していただきたいと思えます。

○事業者 2点目の、日影の影響が出る範囲が163ページの図面のほうでもあるのではないかというお尋ねだったかと思えます。こちらについては私ども確認をしまして、条例の規制時間を超える日影というのは擁壁部等で居住部にわたらない範囲というところで確認しておりますが、その具体的な場所としてはこちらではなくて、練馬区内のほうになります。今ページ数を確認します。— 162ページを御覧頂けますでしょうか。真ん中あたりに赤く囲われている東京女子学院中学校・高等学校というところがあると思えますが、そちらの敷地の一部で規制時間を超える日影が生じるものの、日影が生じる範囲は主に擁壁の部分となっているため日影の影響は小さいと考えられるというところ。こちらが生じるところになりますけれども、影響は小さいと考えられるということで、そのほかの部分については発生しないということを図面等で確認しております。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。詳細に確認していただいているならば大丈夫かなと思えます。

私からは以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

その他、委員から御意見を頂きたいと思えますが、次回が総括審議になりますので、この

添付されている項目について意見を伺っておきたいと思えます。順番がいろいろあるのですが、まずは「土壌汚染」からいきますと、私が担当なのですが、法規制に従って適切に対応されるということですので問題ないと考えております。

それから、「電波障害」を担当されている小林委員のほうから何がございましたら、御意見を頂きたいと思えますが。

○小林委員 特に「電波障害」に関しましては、私からは意見はございません。よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

「廃棄物」を担当されている荒井委員はいかがでしょう。

○荒井委員 特にコメントはありません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

○高橋委員 すみません。高橋です。ちょっと追加でお願いしたいのですが。

○齋藤部会長 はい。

○高橋委員 追加で申し訳ありません。

○齋藤部会長 どうぞ。

○高橋委員 影響評価書案の121ページに「環境保全のための措置」ということで幾つか書かれています。その中の「予測に反映しなかった措置」の下から4つ目のポツに、「新たに仮線を敷設する箇所においては、確実な路盤構築を行うため、路盤改良を行う。」ということが書かれています。ただ、これは予測に反映しなかった措置ということなので、予測結果の数字には表れていないと思うのですが、工事中というか、あるいは完了後の地盤振動を防止するという意味では、この路盤改良というのは結構重要な項目かと思えます。この路盤改良を予測に含めた場合に、実際の予測値というのはどれぐらい低減される効果を見込めるのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事業者 お尋ねの路盤改良による低減という点につきましては、予測の手法として確立されているものがございませんので、今回、予測に反映しておりませんが、事後調査におきましてその効果等は把握、確認していきたいと考えております。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

僕は、この路盤改良というか、土木関係にあまり詳しくないのですが、やり方としては例えば何通りかあって、その中で最適なものを使うという考え方でよろしいでしょうか。

○事業者 事業者の西武鉄道でございます。一般的な工法としましては、仮線施工する前に

線路の土台となる路盤のところを、地盤を掘削、攪拌しまして、セメント系の材料であったり、そういうものを混ぜ合わせて路盤強度を強くする、締固めをして、一般の土路盤よりも強度を上げて、その上に仮線の線路を敷設していくというやり方が一般的であろうかと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。

少なくともそういうことをすることによって、何もしないよりは低減する方向には間違いなくいくということによろしいのでしょうか。

○事業者 はい。実際に今まで施工しています事業におきましても、同様の形で路盤改良等を行っております。騒音低減、振動の低減に効果があると認識をしております。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見は出尽くしたようですので、これにて質疑は終了したいと思います。

それでは、質疑は閉じさせていただきたいと思います。事業者皆様方、本日はどうもありがとうございました。御退席をお願いします。

○齋藤部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を上げていきたいと思います。委員の皆様から御提案を頂きたいと思いますが、まずは資料1に上げられております意見に基づきまして上げていきたいと思います。

「騒音・振動」に関しまして、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 「騒音・振動」に関しては、区長や都民の方からの意見が多かった高さ方向の騒音測定ですね。先ほど僕は、法令に基づかないので無理にさせていただく必要はないというようなことを申し上げたのですが、できるだけ予測や測定をする方向で努力してほしいということを含めることができるのであれば、含めていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、「日影」に関しまして、玄委員、いかがでしょうか。

○玄委員 「日影」に関しては、この高架線路ができることによって、本来ならば影ができていない箇所が影になります、日影になりますので、規定上では問題ないと思うのですが、近くに住んでいる住民の方はその影響を感じるようになるかなと思います。そのために、市民への対応をもっと丁寧させていただきたいと思っています。事業者の見解を見ると、法律上、規定上ということで説明をしているのですが、市民の方にはそういうことは難しいかなというふうに思います。なので、実質、ある時間帯には影ができてしまうのですが、それは

規定を超えない範囲でなるということをしかりと伝えていただきたいと思います。お願いします。

○齋藤部会長 今回の点は事務局のほうから事業者に伝えるという形でしょうか。要するに、答申に含めなくても、ちゃんと伝えていただければよいという感じでよろしいでしょうか。

○玄委員 そうです。はい。

○齋藤部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

先ほど高橋委員の件、もう一度戻りたいのですが、1と2、両方ということでもよろしいですよ。

○高橋委員 両方というのは、ああ、騒音と振動もですね。

○齋藤部会長 1のほうの話は。

○高橋委員 仮線の振動のほうですね。

○齋藤部会長 はい。

○高橋委員 はい、両方です。お願いします。

○齋藤部会長 はい、ありがとうございました。

それから、「景観」を担当されているのは玄委員ですね。

○玄委員 「景観」については、高架の鉄道になりますので、住民の方からの意見を見ると、これができる前と、できた後の景観が大きく変わっている印象だと思いますね。こちらについても、「日影」の個所と同じように、都民への対応をもっと優しく、丁寧にしていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございました。その点もまた事務局から伝えていただくということで対応したいと思います。

○玄委員 お願いします。

○齋藤部会長 それでは、この項目について記載のないところで、先ほど寺島委員から話がありました。先ほどの件はいかがいたしましょうか。

○寺島委員 今日聞いていただいたので、それで結構でございます。教育委員会と十分に話し合っただけで結構です。

○齋藤部会長 了解いたしました。

それでは、これまでのところ出ましたのが、「騒音・振動」に関する1番と2番を候補にするということですが、委員のほうからほかに何か御意見はございますか。

それでは、各審議案件につきましては部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと

思います。最終案については部会長に一任していただきたいと考えておりますので御了解ください。

その他、御意見はございませんですね。

特に御意見はないようですので、これにて審議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、次第2の「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。こちら最初事務局から、前回の審議内容について説明していただきます。説明の後、事業者の回答の再確認を含めまして事業者との質疑を行います。質疑が終了しましたら、事業者の退席後、次回の総括審議に向けて各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いします。

○齋藤部会長 それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局からです。資料2について説明します。お手元の資料2を御覧ください。「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案 第1回部会の質疑応答に関する資料でございます。前回の審議会において、先ほどと同じように委員からの指摘事項、質問事項に関して事業者から説明があったものでございます。量が多いので、かいつまんで説明させていただきます。

まず「大気汚染」の1ということで、江東区長の意見で、工事用車両が通るルートの大気汚染が心配だということに対して、事業者の回答としては、京浜島というところで交通渋滞が発生していることは伺っているが、今のところ、今回の事業に関して渋滞になるようなお話は伺っていないということです。あとは、大田区長の意見で、コンテナ埠頭の運用が始まる話がありますが、こちらの交通量も見込んでいるという回答です。

「大気汚染」の2に関しては、海の森公園や水上競技場に関して、工事完了後の施設の稼働によって観光客がいらっしゃる場合、汚染濃度の調査が必要ではないかという質問に関しては、事業者からは、当施設においては、特に清掃工場とは異なり、大気汚染物質の排出に関しては車両がメインということなので、車両のほうの予測を行っているという回答です。

また、こちらに関してさらに質問がありまして、工事の際に周辺の道路を使用するので車両が増えるということなので、そちらのほうの調査もする必要があるのではないかという質問に対して、車両については、当然ここを通るということで、計画地の周辺に関しては測定

すると。さらにボート競技場は計画地となお離れているところに観客席があるということなので、建設機械の排出ガス、いわゆる排気ガスについては、そちらまでは検討する必要はないのではないという回答でした。

次に、「悪臭」に関しての質疑応答がございました。「悪臭」に関しては、今回の施設の処理量について不燃ごみと粗大ごみの区別がされていないということで、この区別ができないのかどうかということと、臭いがするのは不燃ごみからだと思うということで、その量はどのくらいなのかという質問に対して、新しい施設では両方を同じ破砕機で処理していくことを計画しているが、不燃ごみについては現在減る方向にあるが、粗大ごみは横ばいという回答で、さらにそこで質疑が重ねられまして、不燃ごみと粗大ごみが一緒に処理されることで悪臭の対策については大きくなるというか、適切にカバーできるのかどうかという質問に対しては、現在の施設は壁がない施設なのですが、新しい施設は壁を設置して臭気を出さないという対策をとるという回答でした。

「騒音・振動」に対しては、工事用車両の走行に伴う騒音に関して、幾つかの地点で、現時点で既に予測結果が許容基準を超えていると。多分交通量が多いことだということで、ある程度仕方がないという側面はあるが、できるだけ大きくならないように、あるいは工事用車両とごみ収集車両の分散化等を配慮していただきたいという、委員からのお願いです。それに対しては、施工の際には十分気を付けたいという事業者の回答です。

次に、「土壌汚染」に関しては、1番のところ、地下水の利用に関するところで、調査の結果、敷地内での利用だけに限定されて調査をされたようだがということで、その理由をお聞きしたいということです。これに関して、第1回の審議会では、調査の段階では周辺の利水は特にないと把握しているが、この書き方が計画地内のみに触れているということで検討させていただきたいということですが、最終的に回答がありまして、評価書に反映するという回答を得ております。

次に、「土壌汚染」の2のところ、予測に反映しなかった項目、261ページのところで、有害物質等による汚染土壌が確認された場合ということであって、ここの調査をしたところ、鉛による汚染がもしあったということだったら、今後見つかる可能性も十分考えられる。その場合は、「必要に応じて仮設の汚水処理設備等を」と書いてあるということなのですが、この「必要に応じて」というものの判断基準はどうか。また、廃水処理場というのは自前の意味なのかという質疑応答が何度か繰り返されているのですが、これに対しては、事業者のほうから訂正事項がその後出てきておりますので、これについては後で事業者から

補足説明をしていただく予定です。

次に「景観」の1は、264ページに書いてある5つの点について眺望を調査しているということで、去年の9月、海の森公園や水上競技場、ここは観光客も訪ねてくるということで、この5つの調査地点のほかに観光客が訪ねてくるところで観光客の目線から、どのように眺望が映るのか調べる必要があるのではないかということに対して、今回回答がありまして、事業者からは、現在オリンピックに向けた工事を行っており、またオリンピックの後の解体工事の予定も入っているということで、現在、水上競技場へ向かう道路の途中は立入禁止となっている。また、現在、現況調査時は工事中で立ち入りできていないということで、今のところ調査は実施していないという回答を今回そこに記載してございます。

「景観」の2番については、6ページの「景観」のところ、【代表的な眺望地点】の部分なのですが、構内緑化のほか、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことと書いてあるということで、今回の眺望に関して調査の画像の中には、将来図の中で屋上緑化が見えていないと。ならば、文書でもいいので、屋上緑化をするということであればそれを記載していただきたいというふうに、委員の方からの意見がございまして、今回、回答がありまして、「事務局と相談し、評価書に反映する」という回答を得ております。

さらに「景観」の3番。景観の調査地点で、施設の近くにバス停があります。環境局の中防合同庁舎なのですが、そのバス停から歩いて海の森に行くアクセスルートについて、この施設の近くの道路なので、その眺望の調査はどうなのかという質問です。今回、回答を頂きまして、これについては東京都環境影響評価技術指針には、代表的な眺望地点の選定理由に、眺望の良い場所等の理由が記載されており、指針に従い調査地点を選定しているということで、今回、バス停から海の森に向かうルートの眺望については、敷地境界のフェンスが大きく映り込むということで調査地点には適していないこと、また調査地点1の中防大橋からの景観でも、眺望の変化はほとんどないということを確認しているという回答を得ております。

次に「廃棄物」の1番ですが、298ページの表8.6-24に書いてある「再利用量」、これは「再資源化率」と直したほうがいいのではないかという指摘です。できれば、廃棄物の種類ごとに再資源化率を出したほうがいいのではないかという質問に対して、項目ごとの資源化率については、入ってくる量、あるものの量が現在確認できていない。入ってきたところが不明なため、このような形で記載しているということに対して、さらなる質問が重ねられまして、入ってくる量がどうなっているのか分からないからということで再資源化率を個別に出せないというのは、ちょっとよく分からないので、ここでは書くべきだという指摘があり

ました。今回、これに対して回答がありまして、可燃物は熱回収して発電することから再資源化に含めて計算をしている。可燃物は清掃工場で全量焼却して熱回収し、資源物は金属に関しては金属回収業者へ全量売却する計画であるということで、再資源化率の計算上は、可燃物・資源物は全量再資源化されたものとみなしている。ということなので、再資源化率ということなのですが、見解書でも回答しているとおり、再資源化率という表記については見直すと。さらに、前回の審議会の意見に関して、廃棄物の種類ごとの資源化率の割合を表記するよう、評価書で修正したいという回答を得ております。

「廃棄物」の2、3に関しても、この回答のとおりということでございます。

次に項目としては「廃棄物・温室効果ガス共通」ということで1項目設けてございます。都では、最終処分場が逼迫しているということで、中防管理の処理施設では不燃ごみの可燃性の残渣物は、従来埋立をしていたが、全部焼却に変更したと。よって、今後はCO2の排出量が増えることになるが、これはゼロにできないかどうかということで検討していただきたいという委員からの指摘でございます。今回回答を得ておりまして、令和2年度からは埋立処分していたもののうち可燃性のものは清掃工場で焼却し、エネルギーを回収する。このエネルギー回収によって最終処分量の削減、最終処分場の延命化に寄与していると。さらに、新施設、今回の施設では廃棄物発電による余剰電力、それから太陽光発電、LED等で省エネルギー機器を有効活用することで温室効果ガスの削減に努めていくという回答を得ております。

次に、「温室効果ガス」に関しては1番から6番までございます。かいつまんで説明しますと、前回の指摘は、今回のこの事業、本事業は廃棄物処理施設ということもありまして、ごみ処理の過程で大量のエネルギーを消費して相当数の温室効果ガスを排出することが推察されるということで、廃棄物の再利用に関しても大きな影響を持つだろうと。そこでゼロエミッションとか環境保全ということで非常に関係が深い施設と考えているということで、東京都と協力してゼロエミッション東京戦略に掲げられている目標に貢献すべき施設であるということをご認識していただいて、ゼロエミッション東京戦略の趣旨に沿った事業の展開をお願いしたいということでございます。これについては、最終的に回答ということで、現在、「ゼロエミッション東京戦略」について記載内容を検討し、評価書に反映することを事業者から回答を得ております。

次に、「温室効果ガス」の3番についてですが、307ページの「(2) 温室効果ガス排出の削減量」という項目に太陽光発電の計画が記載されていると。具体的に太陽光発電をどこに設



置するのかということなのですが、これについては現在計画しているのは計量棟の屋上への設置を考えていると。

最後に、評価書の段階ではそういったことも明確に書いていただきたいという指摘ですが、回答で、評価書に反映するということが今回得ております。

「温室効果ガス」の4番です。308ページの「(2) 温室効果ガスの排出の削減量」ということで、太陽光発電による削減量と表のほうはなっており、この中にはごみ発電分も入っているのかどうか確認したいということですが、今回、「ごみ発電量等」と308ページに書いてあるが、太陽光発電のみの数値なので、この文言は削除したいという回答でございます。

「温室効果ガス」の5番、309ページの「8.7.3.2 予測に反映しなかった措置」というところで、一方で、「ごみ発電等による削減量」という文章があって、そもそもごみ発電分を削減量として見ているのか見ていないのか確認したいということですが、事業者の回答としては、今後どのような施策になっていくのか議論の段階なので、あえて入れずに外させていただいたという回答です。それに対してさらに質問がありまして、評価書の段階でも、まだ具体的に計画段階ということなので書くことは難しいのかということなのですが、それに対して事業者の回答としては、現在、施策はあくまでも試用あるいは実験といったら変ですが、調査段階ということなので、なかなか記載することは難しいという回答でございました。

次に、「温室効果ガス」の6番については、今回の単位処理量当たりの温室効果ガスの排出量は削減されるということだと思いが、処理に必要な電力の消費量が減っていることだと思う。それに対して、例えば確認したいところなのだと思いますが、309ページの「予測に反映しなかった措置」について、例えば高効率モーターであるとか高効率ファンというのはよく分からない部分があって、これは設備の省電力化ということで試算の中に入っているのかどうかということなのですが、ここをしっかりと分かるようにしていただきたいという委員の指摘に対して、回答としては、省エネ機器の採用については、今後計画が進み実施設計等を行う中で詳細に決めていくということなので、電力使用量の算出に当たっては今のところ高効率ファン等は考慮していないという回答を得ております。

あとは「その他」ということで3番までございますが、大田区長からの意見で中防のコンテナ埠頭の運用開始によって交通量が増えるということで、今回工事用車両が走行する場所と共通しているのかという意見がありましたが、これについては、東京都の港湾局がコンテナ埠頭を運用する予定があり、工事用車両と重複可能性があるということで、区長の意見がこのように出されているのだろうということです。

「その他」の2番としては、江東区長の意見で、「処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定になっている」と書いてあるが、これがよく分からないので教えていただきたいという質問に対しては、計画処理量について、新施設の計画処理量は既存施設の実績処理量を基に算出しているということなので、既存施設と比べて増加する予定はないということです。

最後の「その他」の3番としては、施設の使用計画について、処理量の話については予定がないという説明の仕方だったと思うが、これは受け入れられないということなのか、それとも、当然需要があれば受け入れていく話なのかということでお尋ねしたいという質問に対して、計画処理量としては増加する予定はない。ただし、受入量としては今と同程度の受入量を確保する計画であるという回答を前回、事業者からしております。

一応ざっと、資料2については説明させていただきましたが、最後に、前回の事業者の回答に訂正事項があります。「土壌汚染」の2番の事業者の説明等に訂正事項があるということで、これは事業者から訂正事項について説明していただきたいと思います。事業者の方、よろしくをお願いします。

○事業者 それでは、訂正事項を確認頂きます。「土壌汚染」に関しての訂正です。中央防波堤の埋立地の排水は東京都環境局の汚水処理場で全てを処理していると回答しましたが、それは中央防波堤内に降った雨水が埋立層を通る際に出る汚水の処理についての説明でした。当組合の敷地内で発生した汚水は、当組合敷地内の汚水処理設備で処理され、環境局のセンター総合放流槽に送水される。そこで、その他の汚水と合流し、最終的に排水は下水道局の砂町水再生センターに送られ処理されます。当組合の既存施設や新施設の排水については、環境局の汚水処理設備で処理はしていないので、発言について訂正させていただきます。

また、必要に応じての判断基準について、今後土壌汚染が確認された場合の処置方法については関係諸官庁との協議により決定するので、「必要に応じて」という表現にしているということで、併せて訂正させていただきます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

前回の質疑について今御説明を頂きました。全体的に押していますので、少し効率よくいききたいと思いますが、まずは資料2の前回の質疑応答、それから今の訂正事項について御意見、修正等がございましたら、委員の皆様方から御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。— よろしいでしょうか。

特に御意見がないということですので、それでは全体についてこれから御意見を頂きたい

と思います。その前に、今、委員からは御意見がなかったということなのですが、ただいまの訂正以外で、資料2について何か補足事項等、事業者のほうはございますでしょうか。

○事業者 特にございません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。まずは、御欠席されている委員からコメントを預かっていれば、事務局から御紹介をお願いしたいと思います。

○下間アセスメント担当課長 事務局のほうからですが、欠席されている委員の方からのコメントは預かっておりません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回御欠席でした平林委員は何か御質問、御意見等はございますか。

○平林委員 今ちょうど画面にも見えていますが、この中の排水がどうなっているのかについて聞こうと思っていたのですが、御説明を頂いたので特にありません。

○齋藤部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、本日御出席の委員の皆様方から御質問、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 前回見逃してしまっていた点で申し訳ないのですが、評価書案の233ページに、「施設の稼働に伴う低周波音の評価結果」というものがあります。そこに、表8.3-52(1)、それとその下に表8.3-52(2)があつて、そこでの評価の指標として、その両方の表で環境省が出している「低周波音問題対応の手引書」の中の参照値というものが使われています。ただ、低周波音に関してこの参照値というのはアセスメントの評価には使わないということになっているので、この参照値を使うのはやめて、ほかの数値を使って評価をしていただきたいと思います。前回気がつかなくて申し訳ないのですが。

それで、低周波音の評価に関しては公的な評価基準というものが示されていないので、事業者の方も大変だと思うのですが、例えば過去の環境影響評価書ですと、低周波音に関する実験の感覚閾値のようなものを使って評価している例があるので、それに倣っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

事業者の方から御回答をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 今、事業者が確認している最中ですので、もう少々お待ちください。

○事業者 調査計画書の段階から、このように参照するというので決めてまいったのですが、その理由としては、計画地周辺には住居がないということで、「低周波音及び可聴音の不快感を感じる感覚 中村らの実験結果」ではなく、「低周波音問題対応の手引書」に示されている「心身に係る苦情に関する参照値」を評価の指標としたところでございます。これについては、今御指摘も頂いたので、持ち帰って検討させていただきたいと考えてございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 環境省自身がこの参照値はアセスメントには使わないでほしいということを明言しているので、ほかの指標を使っただけだと思います。よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほか、先ほど私は、玄委員が話されようとしていたのを見逃してしまったようですが、玄委員、いかがでしょうか。

○玄委員 1点確認させていただきたいことがあります。「景観」1ですが、前回、海の森公園や水上競技場からの眺望について質問しました。現況を調べていただきまして、ありがとうございました。ここに書いてある回答を見ると、今のところではこれでいいのですが、今後、調査をするかどうかについて教えていただきたいと思います。

○事業者 まず、入れるようになった時点で眺望についてどのような眺望なのかというところを確認させていただいて、評価ができるかどうかも含めて確認したいと考えてございます。

○玄委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

私からは以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○柳会長 「温室効果ガス」の1の関連ですが、「ゼロエミッション東京戦略」については、本年3月末にアップデートされておりますので、そのアップデートされた新しいゼロエミ東京戦略に基づいて評価書では記載して、具体的な目標数値を明らかにしていただければよろしいかと思っておりますので、よろしく御検討を願いたいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

事業者の方、何か御回答することがございましたら、お願いします。

○事業者 ゼロエミがアップデートされたという件については、私どもも承知しているところです。今御指摘のとおり、数値目標については今後、内容を精査して検討していきたいと

考えてございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

柳会長、いかがでしょうか。

○柳会長 はい、前向きに取り組んでいただくという決意だと思いますので、それがちゃんと評価書に反映されるように努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ほかの委員、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○荒井委員 本日の資料で言いますと、「廃棄物」の3のところ、江東区長からの意見に対してのやりとりのところで、もともとの見解書をもう一度拝見したときに、事業者の見解の中に熱回収を行うことを含めて再資源化というふうに定義しているという記述がありました。ここが多分、1つ大きな、大きなというか、江東区長からの意見との食い違いというか、疑義を持たれているところの一番大きなところなのかなと思っています。コメントなのですが、話を整理したほうがいいのかと思っているのは、例えば循環型社会形成推進基本法の中では処理の優先順位が決められていて、この順番でいくと、まずは発生抑制、次に再使用、3番目に再生利用というところで、再生利用のところまでを江東区側は再資源化率と定義するはずだということを言っていると思うのですが、優先順位にはその次がありまして、4番目に熱回収、最後に適正処分ということですので、熱回収もその1つに含まれているというところがあるのかなと理解しました。ですので、本件における資源化率というときに、可燃物を清掃工場へ搬出して熱回収するということを含めた考え方になっている点が、まだあまり理解されていない点なのかなと思います。

確かに温室効果ガスの排出量削減ということに関しては、安易に焼却処理するというのは望ましくないのだと思うのですが、一方、この施設の大きな役割は、埋立処分量を削減するための努力も併せてしていかななくてはいけませんので、そういう意味では順番に従って、可能な限り上位の処理をプロセスを積極的に行うということはしなくてはいけません。一方で、どうしてもそういうことができない、マテリアルリサイクルができない場合には、埋め立てする前にできることというのは熱回収もありますので、そういったことを積極的にするというのをぜひ示していただくのがいいのかなと思っています。

最後はコメントになりましたが、確認とコメントになります。以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

事業者の方からコメントがありましたらよろしくお願いします。

○事業者 御指摘ありがとうございます。私どもも、この新しい施設によって埋立量を削減

するという大きな目標に向けて事業を推進していきたいと考えてございます。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。どなたか御意見はございますか。

それでは、私から1点だけ。資料2の「温室効果ガス」の6番目と関連しているのですが、資料編の115ページに表がありまして、これを前回、意見として話をさせていただいたのですが、結局、処理量当たりの温室効果ガス排出量が減っている、減るよというふうに表で記載されているのは、なぜ減るのかというところはどうなっているのですかね。結局、何がよくて減るのでしょうか。そこが読み取れなかったのですが、この表の一番最後のところです。

単位処理量当たり3割ぐらい減っているのですが、これは何が効いているという話なのでしょうか。数値上は同じエネルギー消費量に対してごみ処理量で効いているようなのですが。

○事業者 新施設では、一般的に使用する機器の基本性能の向上などによって施設全体の効率が上がったものと考えております。ただ、今後は、予測に反映しなかった措置である高効率モーターの導入などによって、さらに温室効果ガスの排出量削減を図っていきたいと考えてございます。

○齋藤部会長 そこが削減のポイントであるというのであれば、それが分かるような記載をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほか、委員の皆様方、何かございますでしょうか。

○堤委員 先ほどの齋藤部会長の御質問にも関連するのですが、高効率モーターとかそういったような設備の高効率化とか省エネ対策——機器性能の向上によって省エネ化とか削減をしているというようなことは、今度の評価書の中に具体的な数値として入ってくるのですかね。その辺の見通しをお伺いできればと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事業者 具体的な数値としましては、今後、実施設計等を行う上で、新しい設備の採用を行ってまいりますので、その時点でさらなる効率の向上を目指していくと考えてございます。

○堤委員 分かりました。まだ検討していく段階ということも理解しているのですが、評価書の中にはなるべくその時点での決まっていることを盛り込んで記載頂ければと思います。よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。柳会長からの御意見と同じだと思います。目標がある程度見えてくるような記載をお願いできればと思います。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見はないようですので、事業者の方との質疑はこれにて終了させていただきます。事業者の皆様方、本当にありがとうございました。御退席をお願い

します。

○齋藤部会長 それでは、これまで頂きました議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を上げていきたいと思えます。

まずは、御欠席されている委員から何かコメントがあれば事務局から御紹介をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 本日御欠席されている奥委員からコメントを預かっております。

「廃棄物」の1番、2番、3番及び「温室効果ガス」1番、2番、6番を総括審議に向けた項目候補として上げていただきたいというコメントを預かっております。

○齋藤部会長 承りました。

それでは、他の委員の皆様方から御提案をお願いしたいと思えますが、まずは、「騒音・振動」を担当されている高橋委員から何かコメントを頂ければと思えますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 「騒音・振動」に関しては総括審議に上げていただきたいという項目はありません。よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 分かりました。ありがとうございます。

「日影」と「景観」は玄委員ですね。いかがでしょうか。

○玄委員 私は特に、大丈夫かなと思っています。

○齋藤部会長 はい、ありがとうございます。

「大気汚染」「悪臭」のところを森川委員から何かあればお願いします。

○森川委員 「大気汚染」「悪臭」とともに大丈夫かなと思えますので、総括審議は大丈夫だと思えます。

○齋藤部会長 はい、ありがとうございました。

「土壌汚染」のところですが、私のほうから特にはないかなと思っています。基本的には、法令、条例に基づいて対応されるということだろうと思えます。内容も分かりましたので結構かなと思えます。

それから、「廃棄物」について、荒井委員、いかがでしょうか。

○荒井委員 本日の回答といろいろな説明を伺いまして、最終的な評価書のほうで対応するということが確認できたので、特にありません。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

○荒井委員 はい。

○齋藤部会長 奥委員からは、上げて下さいという話ではありましたが、一応上げさせていただくことでよろしいでしょうか。

○荒井委員 もちろん、それについては構いません。

○齋藤部会長 また次回に御意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

○荒井委員 はい、承知しました。

○齋藤部会長 それから「温室効果ガス」は堤委員からお願いします。

○堤委員 「温室効果ガス」からは、奥委員からの御意見もありましたけれども、1番、2番、6番をお願いしたいと思います。説明させていただくと、1番と2番に関しては、ゼロエミ戦略を評価指標に位置づけて評価書をとということだと思っておりますが、先ほどの柳会長の御意見にもありましたが、具体的な数値目標も上げながら記載していただきたいということです。

6番に関しては、先ほど齋藤部会長からのお話にもありましたが、設備の省エネ化に対して何が寄与しているのか分からないというところで、その辺を明らかにしてほしいと思っておりますので上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今、「廃棄物」の1、2、3、「温室効果ガス」の1、2、6を項目として上げようという話がありました。ほかの委員の方から、もう少しここもということがございますでしょうか。

特にないようですので、今上げました6項目については、部会長、各項目の委員と個別に相談させていただきまして進めていきたいと思いますが、最終的な案については部会長に一任をお願いしたいと考えてございます。ありがとうございます。

そのほか、何か全体を通しまして御意見はございますでしょうか。

○柳会長 1点、よろしいでしょうか。

○齋藤部会長 よろしく申し上げます。

○柳会長 西武鉄道新宿線の高架の事業です。先ほど高橋委員の「騒音・振動」のところの御意見で、指摘事項の中に法令上では地上から1.2m云々となっているのですが、審議会としては基本的には技術指針に基づいて適切に事業者が評価するということを前提になっていると私は理解しておりますので、東京都の技術指針では、高架の場合には調査地点は、高架のところから200mとなっているのですね。この評価書を見ていると100mで、鉄道騒音でやっけていて、そこはちょっと違うのではないかと僕は思っているのです。それから高さについても、基本的には1.2mから5mとして技術指針では記載していて、周辺に高層のものがある場



合には、その高さに応じて調査してくださいというふうには規定しているところなのですね。東京都の審議会では、基本的に技術指針に照らして適正かどうかを評価しなければいけないので、これは原則ではありますよね。もちろん、物によっては、技術指針を離れているいろいろと評価されても構わないわけですが、でも基本は技術指針でちゃんと見ていただくというところがありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。基本的に技術指針に従って我々は評価をするということだと思えます。

あともう1点、今日は「再資源化率」とか前は「再利用率」とか、いろいろな話が出ていたと思います。環境影響評価書そのものは、環境影響評価するのも事業者がやることで、用語についてはその都度定義がしっかりしていれば基本的によいものかもしれないのですが、東京都で面倒を見ている以上、評価書ごと、事業ごとに定義が異なっていると非常に分かりにくいというか、誤解を生じてしまうと思うのです。ですから、「再資源化」とか「再資源化率」とか、そういった言葉は一体何を表すのかということについては、ある程度目安をつくっていただいたほうがよいように思います。これは技術指針に載せるものなのかどうか分かりませんが、ここで議論するのは不毛のような気がするので、目安をつくっていただくのがいいのかなと思っています。これは追々追々お願いしたいと思っています。

ほかに何か委員の方から御意見はございますでしょうか。

特になければ、これをもちまして第一部会を終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いします。

(傍聴者退場)

(午前 11 時 48 分閉会)